

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(労働金庫及び労働金庫連合会におけるS A | C V Aの適用日前の承認)

第二条 金庫は、令和五年三月三十一日前においても、第●条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新告示」という。)第二百四十六条の四の二の規定により、S A | C V Aに係る承認の申請をすることができるとができる。

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、令和五年三月三十一日前においても、金庫が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第二百四十六条の四の三の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和五年三

月三十一日以前に与えられた承認の効力は、令和五年三月三十一日から生ずるものとする。

（労働金庫及び労働金庫連合会における簡便法の適用要件に係る取扱い）

第三条 第●条の規定による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するため
の基準第二百四十六条の三の規定によりCVAリスク相当額を算出している金庫
については、新告示第二百四十六条の五の規定は、適用しない。